

さいたま市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則をこ
こに公布する。

令和8年 3 月 16 日

さいたま市長

清水 正人

さいたま市規則第25号

さいたま市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市消防局の組織に関する規則（平成15年さいたま市規則第138号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(内部組織)</p> <p>第2条 消防局の内部組織は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>警防部</p> <p>[略]</p> <p>救急課</p> <p>救急係</p> <p><u>日勤救急係</u></p> <p>普及係</p> <p><u>救急指導課</u></p> <p><u>救急指導係</u></p> <p><u>救急ワークステーション係</u></p> <p>[略]</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 前条に規定する内部組織（係を除く。）の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>総務部</p> <p>[略]</p> <p>消防企画課</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p><u>(7) 県内消防本部との連携協力に関すること。</u></p> <p><u>(8)</u> [略]</p> <p><u>(9)</u> [略]</p> <p><u>(10)</u> [略]</p> <p><u>(11)</u> [略]</p> <p>[略]</p> <p>警防部</p> <p>[略]</p>	<p>(内部組織)</p> <p>第2条 消防局の内部組織は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>警防部</p> <p>[略]</p> <p>救急課</p> <p>救急係</p> <p>普及係</p> <p><u>救急指導室</u></p> <p>[略]</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 前条に規定する内部組織（係を除く。）の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>総務部</p> <p>[略]</p> <p>消防企画課</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p><u>(7)</u> [略]</p> <p><u>(8)</u> [略]</p> <p><u>(9)</u> [略]</p> <p><u>(10)</u> [略]</p> <p>[略]</p> <p>警防部</p> <p>[略]</p>

救急指導課

- (1) 救急隊員等の指導に関すること。
- (2) 医療機関等との連絡調整に関すること。
- (3) 救急ワークステーションに関すること。
- (4) 救急隊員等の教育訓練に関すること。

[略]

2 [略]

(理事等)

第9条 局に理事を置くことができる。

2 部に副理事、次長又は参事を置くことができる。

3 課に副参事、課長補佐、主幹、総合調整幹、調整幹、専門幹、参与、主査、主任、主事、技師又は保健師を置くことができる。

4 室に副参事、室長補佐、主幹、総合調整幹、調整幹、専門幹、参与、主査、主任又は主事を置くことができる。

5 [略]

6 [略]

7 [略]

8 [略]

9 [略]

10 [略]

11 [略]

12 [略]

救急指導室

- (1) 救急隊員等の教育訓練に関すること。
- (2) 救急ワークステーションに関すること。
- (3) 医療機関等との連絡調整に関すること。

[略]

2 [略]

(理事等)

第9条 局に理事、副理事、参事又は総合調整幹、部に副理事、次長、参事、副参事、調整幹又は参与、課に副参事、課長補佐、主幹、専門幹、参与、主査、主任、主事、技師又は保健師、室に室長補佐、主幹、専門幹、参与、主査、主任又は主事を置くことができる。

2 [略]

3 [略]

4 [略]

5 [略]

6 [略]

7 [略]

8 [略]

9 [略]

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。